215843
27
昭和25年10月8日

二十一

地租改正ニ付テハ年ニ豊凶ニ拘ラス租税均衡ナシト雖モ豫メ救窮ニ法ナクンハアルヘカラス伝テ採来府下施行ノ社倉規則ヲ上申ス

東都府

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

215843
28
昭和25年10月8日

社倉規則書

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

社倉規則

此社社倉と稱するは元來
強ち古人社倉の法を襲ふ
にあらず義倉社倉抑も元當時
諸會社の規則を建
小隨て處〻此規則を應
るなり蓋凶荒火災水難疾疫

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

其外非常の災害を救ひ
る事能はざる民を助くる設
して平生遊惰放蕩自ら困窮
ふ陷る徒の飢料或給を爲め
に非す此事ふ關る官吏謹て人
民御保全の
聖旨を奉戴し濫出費用の弊

を警め此社に從事するものハ
人間互ふ濟救を以道を辨
へ此社を救助を蒙る衆庶も
人生自ら生を營むべき理
を解得し共ふ持久廣濟國ふ
報ゆる誠心を貫徹せむ事
を冀ふの為

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

明治四年十月　大參事槙村正直誌

社倉規則

第一條　社倉基本(モトヽ)ハ一郡毎(ゴト)ニ凡三千石ト見積(ミモ)リ年數(ネンスウ)限(カギ)リ其貢(ソノカズ)ハ満(ミツ)ル式肝要(カンヨウ)(どのようにしても)トス

第二條　田畠(デンハタ)高壹斗以上(ショウジ)ヲ所持(シジ)スル

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

りのハ其高乃五十分壹の粢を
年々納むるし
但此計算ハ斗ハ満る高を
もつて算當し升合の少數ハ
捨て不取なり譬ハ壹斗九升
九合の高ハ田畠ハ所持を
るもハ小ても壹斗の五十分一

二合の粢を納めて九升九合の
高ハ當る分ハ納るハ不及形り

第三條

雇人一時の雇ひハ半季以上の奉公人をハ壹
人ハ付粢貳斗充を年々納むべし

第四條

右の二ヶ條ハ若凶荒の年ハ逢ハ

時ハ其年の納めハ差止むること

第五條

田畠山林家屋敷を買得するものハ其價の百分一ハ其時限り納むること

第六條

凶荒を慮り窮民を救ふの志ある

その人其意ハ任せて何程の金穀ハ納むること

第七條

此社衆力を以て基本籾を積と雖も其規則及び貯蓄ハ府廳の保護に依るハ規則の政正貯蓄乃出納も亦都て府廳の允准を

得て行ふべし

第八條

社中の役員を取締役壹人副取締役壹人勘定役壹人と定むし

第九條

取締役ハ其郡大庄屋兼之副取締役を郡中村庄屋の内より公撰入札をもつて兼之毎年八月交代を以て勘定役ハ衆議の上其職に適ふるの人雇入を取締役副取締役の差圖を奉を可きものなきハ社中ハ非ずとも可

第十條

取締役副取締役ハ大小庄屋ヨ
リ兼勤ヲ本給ヲ以テ其形ヲハ
社倉ニ従事スルヲ以テ別ニ給料
アルヘシ

第十一條

社中ノ入費勘定役ノ給料等ハ
社倉貯蓄ノ内ヲ以テ是ヲ充ル

第十二條

此社ノ積立穀ハ第二年ヨリ新
舊轉換貸附ノ法ヲ用ヒテ濟關
ノ害ヲ避ケ利息ノ富殖ヲ計ル
ヲ要ス

第十三條

新舊轉換の法ハ第二年の秋熟
穀見定め初年の積立穀を中分
し半方ハ其儘貯置半方ハ貸渡
し第三年乃十月ふ到り新穀を
以て返納を約をへし

第十四條

前章の法第三年ふ到ては第二

年ふ半方貯置しる初年乃積
穀と第二年の積穀と不殘貸渡
し第四年乃新穀ハ以て返納を
約し第三年の積穀ハ盡く貯置
乃べし

但第四年後ハ都て前年乃積
穀を貸渡し其年の積穀を貯

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

置く事追年順次皆斯の如くなるべし

第十五條

積穀を貸渡す毎年二百十日後其年の秋熟見定の後貸出すべし返納八翌年十月限とすべし

第十六條

平生積穀貸渡の要旨とする荒地起し田畠開墾牛馬買入水筋便利の為溝渠修繕乃料肥し代其外都て農業職業の為め借用するものに貸渡し其力を助くるに着眼すべし

第十七條

貸渡し穀ハ壹ヶ年壹割の利息
多分〳〵

第十八條

然ども其凶年ハ窮民へ貸渡し或ハ
臨時火災水難等ハ逢へるものハ貸
渡すハ右の限ハ非ら不薄利或
八年賦貸等其時の評議をもつて

定むべし

但薄利なりとも五歩を下ら
ざるべ年賦ハ五年を七年に
出べし

第十九條

此社乃積穀ハ專ら當郡濟窮備
荒の為ものを管外江貸す時ハ利

足一割を越ゆる勿論妨げ申し
返納は必ず十月収蔵の時を過く
るこなき事

第二十條

此社より金穀を納むるの他年
若臨時非常の災難に逢ひて困
窮に陥ることあらば兼て納むる穀の

金穀原數を差返し且貸渡し
穀の詮議に及ぶべし

第二十一條

借穀を願ひ出るときは五人頭庄
屋奥印を以て取締役副取締役可
否を糾し利息の厚薄返納期限年
賦の定等見込を付府廳に差出し

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

指揮を受ゝ

第二十二條

積立穀と貸渡し穀との利子を合〳〵兼〳〵基本と目的とする処の三千石ゝ満き其年より石高納免雇人納めの二法を止むゝ

第二十三條

基本穀三千石ゝ満ちる翌年より

ハ貸渡し穀の利子乃内社中諸入費を引去残る利子代りゝ社中原納の金穀を年々割賦返ゝ

第二十四條

社中原納金穀割返しハ凡納社の前後ゝ隨ゝ壁言ハ初年納社の

割返し皆濟し〻後第二年納
社乃割返しふ及ふヶ如し

第二十五條

社中の議員ハ村々庄屋及ひ三十
石以上を納社をるもの中より石高
納め雇人納めハ一ヶ年三石以上を納ハ
乃多〻し

第二十六條

社中衆議と称をるハ取締役副取締
役村々庄屋右議員多〻し

第二十七條

公撰入札の人員を右ハ同し

第二十八條

議事入札乃多寡を計算ずるハ

三十石を納る者を議員一員と定め
六十石以納るものハ一人ゝて二員の
権を有ゝ九十石ハ満るゝ三員乃
権以有ゝ

但高納め雇人扶のゝ者ハ一ヶ年
三石を壱人前の議員とす

第二十九條

取締役ハ役前のみゝて議員三人
の権を有す副取締役ハ二人乃権
以有す村庄屋ハ壱人の権を有ゝ

但取締役ハゝて三百石社納乃
ものゝ議員十三人ハ當ゝ副取
締ゝて三百石社納乃ものゝ
議員十二人ゝ當ゝ村庄屋ゝ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

二百石社納乃ものハ議員十一
人ふ當るとき知ふ〳〵

第三十條

社倉の鑰ハ常ふ出廳ふ納め置開鎖
乃時ふ下け渡ふ〳〵

第三十一條

社倉開鎖及ひ社中衆議會計等
時々府廳より役人を遣ハ〳〵監督せ
しむるは理あるなり〳〵

第三十二條

毎年社倉明細帳を調へ爲相添
え勘定役取締役副取締役奥印翌
年正月限り府廳ふ差出〳〵檢印を
請け速ふ社中ふ無洩公布ふ〳〵

第三十三條

如此規則を定むるとゝ後年改正すべき箇條あるとき衆議を上取締役副取締役郡中諸村庄屋總代議員總代連書を以て申出べし

以上

御用御書物所

東洞院通三條上ル町

村上勘兵衛

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23

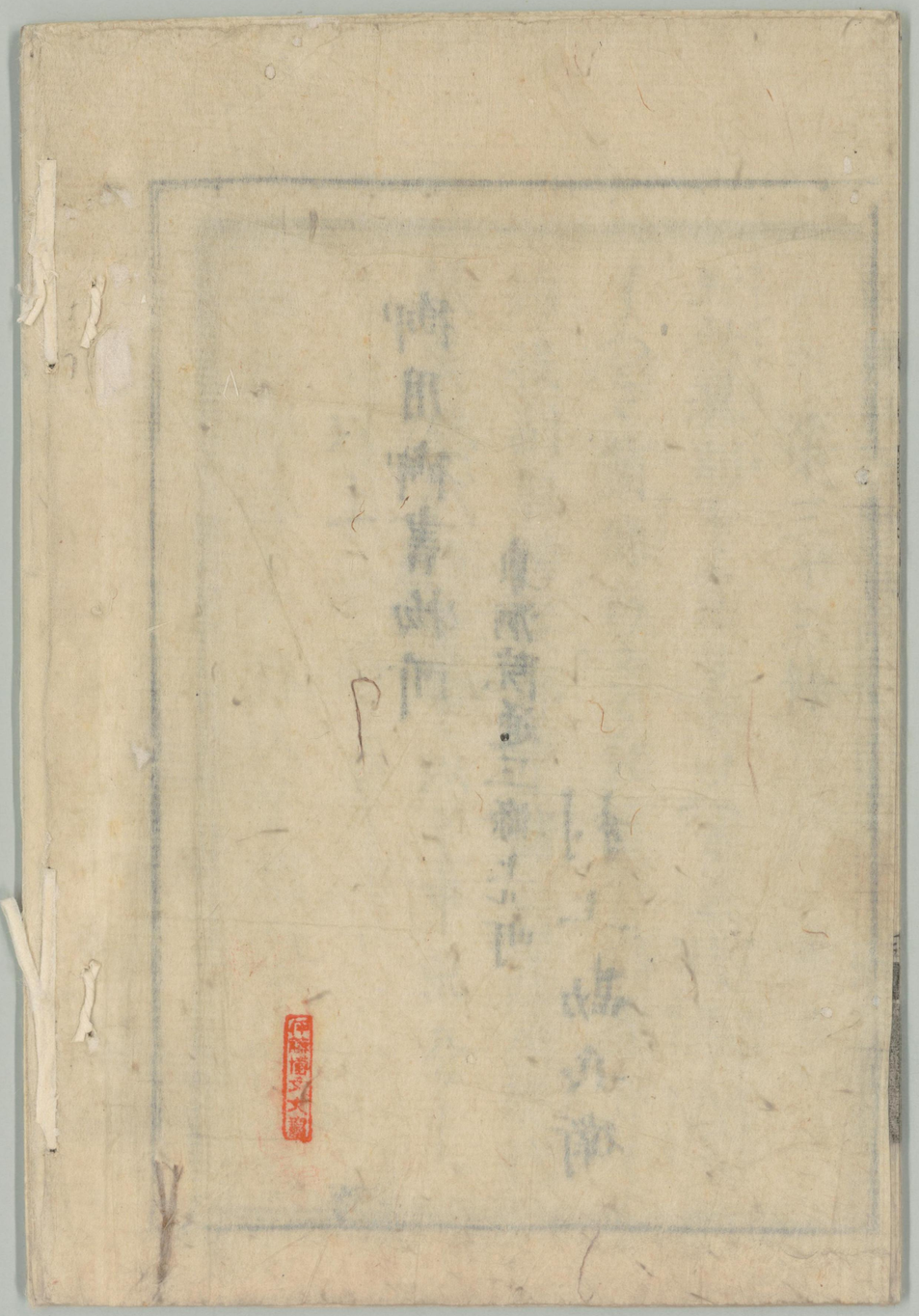

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 278-23